

横須賀卓球協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、横須賀卓球協会と称する。

第2条 本会の事務局は、横須賀市内に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、横須賀市内の卓球団体及び個人を統括する団体であり、卓球競技を振興し、健全な普及、発展に務め市民の体力向上と交流を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 (1) 本会は、横須賀市内在住在勤の職域団体及びクラブ、学校、その他相当と認めた団体並びに個人をもって組織する。

(2) 本会は、神奈川県卓球協会及び横須賀市スポーツ協会の加盟団体とする。

第4章 事業

第5条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 本会が主催・共催する卓球大会に関すること。
 - (2) 技術力向上と普及発展等に関すること。
 - (3) 市外大会に派遣する役員、監督の選定に関すること。
- その他、本会の目的達成のために必要な事業に関すること。

第5章 加盟・登録

第6条 本会に加盟しようとする各団体及び個人は、必要書類を会長に提出する。

第7条 本会に加盟の団体及び個人は毎年所定の加盟費を納入しなければならない。

第8条 本会に加盟の団体及び個人は次の各項のいずれかに該当したときはその資格を失う。

- (1) 脱会
- (2) 解散
- (3) 除名

第9条 本会に加盟の団体及び個人が脱会するときは届け出なければならない。

第10条 日本卓球協会に登録していない団体（企業、クラブ、学校）及び個人は、神奈川県卓球協会が主催する大会には、出場することはできない。但し、大会要項の参加資格に規定があるときはその限りではない。

第6章 役員

第11条 (1) 本会に次の役員を置く。

- 会 長：1名
- 副 会 長：若干名
- 理 事 長：1名
- 副 理 事 長：若干名
- 常 任 理 事：20名以内
- 理 事：各加盟団体1名
- 監 事：若干名

(2) 本会に顧問、参与を置くことができる。

顧問、参与は重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

第12条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障のある時は、会長の指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し会務を執行する。
- (5) 常任理事は、会計を含む会務を分掌し執行する。
- (6) 監事は、会計を含む会務を監査する。

第13条 役員選出は次の通りとする。

- (1) 会長は、常任理事会で推挙し、総会で決定する。
- (2) 副会長、理事長、副理事長、常任理事は、常任理事会の同意を得て会長が推挙し、総会で承認を受ける。

第14条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第15条 役員は、任期が満了してもその後任者が就任するまでその会務を継続する。

第16条 補充または、増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 機関

第17条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第18条 総会は、年度初めの理事会とする。会長が招集し議長となる。

第19条 総会において、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 役員承認
- (4) その他重要な事項

第20条 (1) 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(2) 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

第21条 常任理事会は、総会において議決または委任された事項を実行し、また、その他緊急を要する事項を審議決定する。

第22条 各会議は、会議構成者の過半数により成立し、また、その議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。但し、委任状提出者も出席数に加える。

第8章 会計

第23条 本会の資産管理については、総会の議決を要する。

第24条 本会の収支期日は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

本規約は、昭和21年4月1日 制定

平成9年4月1日 改正

平成24年4月22日 改正

令和6年4月21日 改正